

Q第4の4（1）－9

特定個人情報保護評価の対象となる事務において、システムで取り扱われる特定個人情報ファイルについて特定個人情報保護評価を実施している場合に、一時的な作業のために指針第2の11で定義されている「その他の電子ファイル」を保有し、当該ファイルに記録される主な項目がシステムで取り扱われる特定個人情報ファイルに記録される項目の一部となっているときは、当該ファイルについて特定個人情報保護評価を実施しなければならないのでしょうか。

（A）

- 特定個人情報保護評価の対象となる事務において保有する一時的な作業のためのファイルであって、当該ファイルに記録される主な項目がシステムで取り扱われる特定個人情報ファイルに記録される項目の一部となっているような場合については、当該ファイルが経常的に取り扱われるものではなく、かつ、当該ファイルに記録される本人の数が1,000人未満である場合には、特定個人情報保護評価の実施は求められていないと考えられます。このようなファイルは、その事務におけるシステムで取り扱われる特定個人情報ファイルについて特定個人情報保護評価が実施されており、かつ、大量処理・結合の容易性等の点で個人のプライバシー等への権利利益に与える影響が小さいと考えられるためです。
- なお、このような特定個人情報ファイルについても、当然、番号法のその他の規制（提供制限、安全管理措置、ファイルの作成制限、開示等、収集・保管の制限等）が及ぶものであり、適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

Q第4の4（1）－10

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる事務以外であれば、特定個人情報ファイルに対する特段の措置は不要となるのでしょうか。

（A）

- 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる事務以外であっても、当然、番号法のその他の規制（提供制限、安全管理措置、ファイルの作成制限、開示等、収集・保管の制限等）が及ぶものであり、適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

第5 特定個人情報保護評価の実施手続

1 特定個人情報保護評価計画管理書

(1) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成

評価実施機関は、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に、特定個人情報保護評価計画管理書（様式1参照）を作成するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書は、特定個人情報保護評価を計画的に実施し、また、特定個人情報保護評価の実施状況を適切に管理するために作成するものである。評価実施機関で実施する特定個人情報保護評価に関する全ての事務及びシステムについて記載するものとし、評価実施機関単位で作成するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書の記載事項に変更が生じたときは、特定個人情報保護評価計画管理書を速やかに更新するものとする。

(2) 特定個人情報保護評価計画管理書の提出

評価実施機関は、規則第3条の規定に基づき、最初の特定個人情報保護評価書の委員会への提出の際に、特定個人情報保護評価計画管理書を併せて提出するものとする。その後、評価実施機関が特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際は、その都度、特定個人情報保護評価計画管理書を更新し、併せて提出するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書の公表は、不要とする。

(解説)

評価実施機関は、機関として最初に実施する特定個人情報保護評価に先立ち、特定個人情報保護評価計画管理書を作成します。機関として初めて特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書、重点項目評価書又は全項目評価書）を委員会に提出する際又はその前に、特定個人情報保護評価計画管理書も併せて提出することとなります。

特定個人情報保護評価計画管理書は、評価実施機関が実施する特定個人情報保護評価の全体像を記載する資料ですので、評価実施機関が実施する特定個人情報保護評価の対象となる事務及びそれらの事務で使用するシステム全てについて概要を記載します。特定個人情報保護評価計画管理書は機関で一通作成することになります。評価実施機関は、特定個人情報保護評価計画管理書の記載事項に変更があればその都度更新し、特定個人情報保護評価書を委員会に提出する際は、最新の状況を反映させて更新した特定個人情報保護評価計画管理書を併せて提出することとなります。

Q第5の1－1

特定個人情報保護評価計画管理書を作成する目的はどのようなものでしょうか。

(A)

- 特定個人情報保護評価計画管理書を作成する目的は、評価実施機関が実施する特定個人情報保護評価の対象となる事務とそれらの事務で使用するシステムを中心に、評価実施機関における特定個人情報ファイルの取扱いの全体像を把握し、特定個人情報保護評価の実施について、計画と管理を適切に行うことです。
- まず、特定個人情報保護評価を実施する「事務の単位」を検討するために、特定個人情報保護評価計画管理書を活用することが考えられます。多くの評価実施機関は、数多くの事務で特定個人情報ファイルを取り扱っていると想定されます。また、それらの事務に用いるために評価実施機関で運用しているシステムも複数存在し、しかも事務とシステムとが1対1で対応していないことも想定されます。特定個人情報保護評価は、法令上の事務ごとに実施することが原則ですが、使用しているシステムとの関係等から、法令上の1つの事務を分割してあるいは複数の事務を統合して実施することが適当な場合もあります。特定個人情報保護評価計画管理書を作成・更新する中で、特定個人情報ファイルを取り扱う事務とシステムの全体像を把握し、特定個人情報保護評価を実施する事務の単位について適切に判断することが期待されます。
- また、特定個人情報保護評価計画管理書は、特定個人情報保護評価を実施すべき時期を把握するためにも活用できます。特定個人情報保護評価は特定個人情報ファイルを保有する前、重要な変更を加える前に実施しなければなりません。また、公表した特定個人情報保護評価書を少なくとも1年に1回は見直し、公表してから5年を経過する前に再実施するよう努めることが求められています。特定個人情報保護評価の対象となる事務の一覧を、特定個人情報保護評価を直近に実施した日と併せて管理していくことで、特定個人情報保護評価の進行管理を行うことが期待されます。

Q第5の1－2

特定個人情報保護評価の対象となる事務がなくても、特定個人情報保護評価計画管理書を作成する必要があるのでしょうか。

(A)

- 作成しなければならないものではありません。
しかしながら、特定個人情報ファイルを保有するものの対象人数が1,000人未満であるために特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない場合などに、特定個

個人情報保護評価計画管理書を任意で作成し、個人番号の利用あるいは特定個人情報ファイルの作成が適切な範囲で行われていることを確認するために活用することが考えられます。

Q 第 5 の 1 - 3

特定個人情報保護評価の対象となる事務が 1 つしかなくても、特定個人情報保護評価計画管理書を作成する必要があるのでしょうか。

(A)

- 特定個人情報保護評価の対象となる事務が 1 つでもある場合は、その特定個人情報保護評価の実施に先立って、特定個人情報保護評価計画管理書を作成することが必要となります。

Q 第 5 の 1 - 4

全体を非公表とすることができる特定個人情報保護評価書（犯罪の捜査、犯則事件の調査、公訴の提起又は維持のために保有する特定個人情報ファイルに関するもの）についても、特定個人情報保護評価計画管理書に記載する必要があるのでしょうか。

(A)

- 記載することが必要です。

全体を非公表とすることができる特定個人情報保護評価書であっても、委員会による審査・承認（行政機関等が提出する全項目評価書）又は精査・確認（その他の特定個人情報保護評価書）の対象であり、特定個人情報保護評価計画管理書を作成する目的に照らし、記載することが必要となります。

なお、特定個人情報保護評価計画管理書はその全体が非公表です。

Q 第 5 の 1 - 5

特定個人情報保護評価計画管理書等に記載することになっている「法令上の根拠」について、法令の数が数百あり全て記載することが困難な場合はどのようにすればよいのでしょうか。

(A)

- 代表的な法令上の根拠を幾つか選び、「●●法第 3 条、■法第 4 条第 1 項等」と記載してください。

2 しきい値判断

特定個人情報ファイルを取り扱う事務について特定個人情報保護評価を実施するに際しては、①対象人数、②評価実施機関の従業者及び評価実施機関が特定個人情報ファイルの取扱いを委託している場合の委託先の従業者のうち、当該特定個人情報ファイルを取り扱う者の数（以下「取扱者数」という。）、③評価実施機関における規則第4条第8号ロに規定する特定個人情報に関する重大事故の発生（評価実施機関が重大事故の発生を知ることを含む。以下同じ。）の有無に基づき、次のとおり、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価の種類を判断する（以下「しきい値判断」という。）。

しきい値判断の結果、基礎項目評価のみで足りると認められたものについても任意で重点項目評価又は全項目評価を実施することができ、重点項目評価の実施が義務付けられると判断されたものについても任意で全項目評価を実施することができる。なお、重点項目評価の実施が義務付けられると判断されたものについて、任意で全項目評価を実施した場合は、重点項目評価を併せて行ったものとして取り扱う。

- (1) 対象人数が1,000人以上1万人未満の場合は、基礎項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第8号イ及び第5条）
- (2) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、かつ、取扱者数が500人未満であって、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生がない場合は、基礎項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第8号ロ及び第5条）
- (3) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生があった場合は、基礎項目評価及び重点項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第1号及び第3項）
- (4) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、かつ、取扱者数が500人以上の場合は、基礎項目評価及び重点項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第1号及び第3項）
- (5) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、かつ、取扱者数が500人未満であって、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生がない場合は、基礎項目評価及び重点項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第2号及び第3項）
- (6) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生があった場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第28条及び規

則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで)

(7) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、かつ、取扱者数が500人以上の場合は、基礎項目評価及び全項目評価(行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで)

(8) 対象人数が30万人以上の場合は、基礎項目評価及び全項目評価(行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで)

(解説)

特定個人情報保護評価に要するコスト・作業量に鑑みれば、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の全てについて特定個人情報保護評価を実施しようとする、かえって特定個人情報保護評価が形式化・形骸化するおそれがあると考えられます。

そこで、特定個人情報保護評価の目的を達成し、実効性のある仕組みとするために、必要性に応じたメリハリのある仕組みをとることとし、個人のプライバシー等の権利利益に対して影響を与える可能性が高いと認められるものについて手厚い特定個人情報保護評価を実施することとしています。

具体的には個人のプライバシー等の権利利益に対し影響を与える可能性の観点から、次の3つのしきい値判断項目に基づき、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価のレベルを判断することになります。しきい値判断項目を客観的に判定される項目とすることで、特定個人情報保護評価の実施レベルの振り分けが判断者の恣意に流れないことを担保しています。

《しきい値判断項目》

- 1 事務の対象人数
- 2 特定個人情報ファイルの取扱者数
- 3 特定個人情報に関する重大事故の有無

「対象人数」は、より多くの特定個人情報を取り扱う場合は、不正な使用・提供の誘因となり得る等、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクが高いと考えられるため、しきい値判断項目としています。「取扱者数」は、少数の限定された者にのみ情報を取り扱わせる場合に比べ、多数の者が取り扱う場合は、情報の流出や不正な使用・提供のリスクが高まると考えられるため、しきい値判断項目と

しています。「特定個人情報に関する重大事故の有無」は、国民の懸念が大きいと考えられ、特定個人情報に関する重大事故が発生した場合は全項目評価又は重点項目評価を実施する必要性が高まると考えられるため、しきい値判断項目としています。

なお、諸外国で採用されているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment：PIA）においても、しきい値評価を実施してプライバシー影響評価が必要か否かを判断しているものがあります。

※ しきい値評価として、例えば、アメリカの連邦法である 2002 年電子政府法（E-Government Act of 2002）や 2002 年国土安全保障法（Homeland Security Act of 2002）で義務付けられるプライバシー影響評価（PIA）では、プライバシーしきい値分析（Privacy Threshold Analysis）が行われています。また、オーストラリアの連邦のプライバシー・コミッショナーが作成したプライバシー・インパクト・アセスメント・ガイドでもしきい値評価（Threshold Assessment）が採用されています（平成 29 年 3 月現在）。

しきい値判断の結果、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価のレベルが判断され、

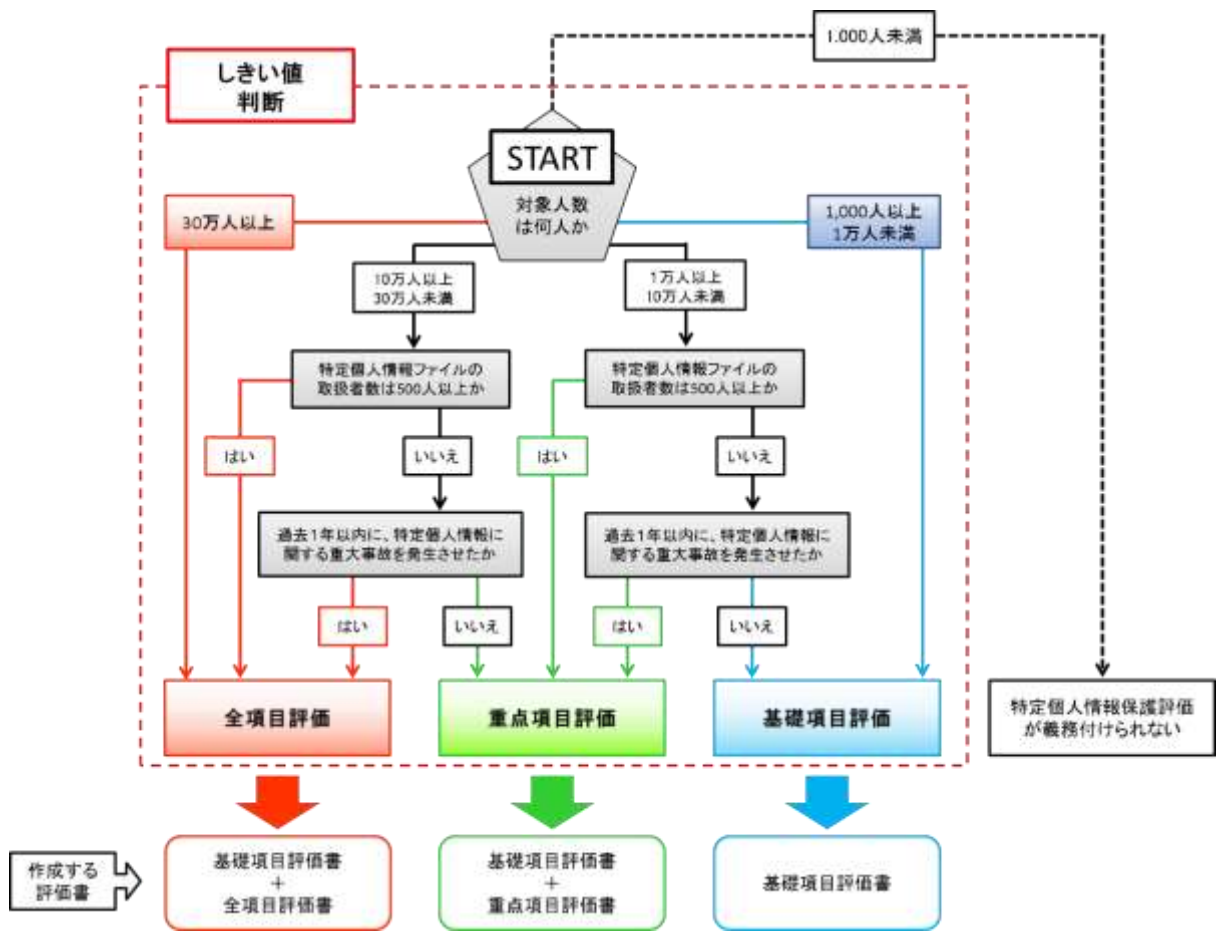
- ① 基礎項目評価
- ② 基礎項目評価及び重点項目評価
- ③ 基礎項目評価及び全項目評価

のいずれかの実施が求められることになります。

しきい値判断の結果、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えると考えられるものは、より詳細な検討・評価が行われ、これにより個人のプライバシー等の権利利益の保護のための措置の実施が促進されるものと考えられます。

また、番号法第 28 条においては、本来実施されるべき全項目評価について規定していますが、同条に基づき法律の適用を除外するものを規則で定めるとされていることから、基礎項目評価、重点項目評価及び地方公共団体等の実施する全項目評価については、規則で定めているものです。

＜しきい値判断フロー図＞



1. 対象人数について

Q第5の2－1. －1

対象人数は、どのように考えればよいのでしょうか。

(A)

- 規則において、対象人数は「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数」というとされています。一般に、その事務において経常的に取り扱う特定個人情報の本人の数をいうと考えられます。
- なお、本人とは、個人番号によって識別される特定の個人をいい、当該事務における受給者、被保険者等に限定されません。例えば、医療保険の場合であれば、その被保険者だけではなく、被扶養者等についても個人番号を保有するのであれば、被保険者の数だけでなく、被扶養者等の数も対象人数に含まれます。

Q第5の2－1. －2

対象人数の最新値を常に正確に把握することは困難です。どのようにしたらよいのでしょうか。

(A)

- 対象人数は1人単位や10人単位などの粒度で記載するものではなく、概数で記載することができます。

Q第5の2－1. －3

特定個人情報保護評価を実施する事務において、最初に保有している個人情報には個人番号が紐付かないものの、個人番号に紐付く個人情報が徐々に増え、対象人数が徐々に増えていくような場合、対象人数をどのように考えればよいのでしょうか。

(A)

- 個人番号の利用開始時点において保有する特定個人情報ファイルに記録される本人の数を対象人数とするのではなく、その事務において経常的に取り扱う特定個人情報の本人の数を合理的に推測して、対象人数を記載してください。これまでその事務において経常的に取り扱ってきた個人情報の本人の数のうち個人番号と紐付くと考えられる数、その事務において今後経常的に取り扱うことが予測される個人情報の本人の数のうち個人番号と紐付くと考えられる数、特定個人情報の保存期間の予測等により推測することが考えられます。システム設計上又は予算上想定し

ている人数があれば、それを記載することも考えられます。給付申請やデータの削除時期が集中することなどにより、対象人数が期間によってばらつきがある場合は、これまでその事務において経常的に取り扱ってきた特定個人情報の本人の数のピークの水準等により、対象人数を合理的に推測することとなります。

Q 第 5 の 2 - 1 . - 4

1 つの事務において、複数の特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、対象人数をどのように数えたらよいのでしょうか。

(A)

- それぞれの特定個人情報ファイルに記録される本人に重複がある場合、二重に算定する必要はなく、延べ人数ではなく固有数でカウントすれば足ります。

Q 第 5 の 2 - 1 . - 5

地方公共団体の宛名システムのような個人番号と既存番号の対照テーブルを参照できる場合は、対象人数をどのようにカウントすればよいのでしょうか。

(A)

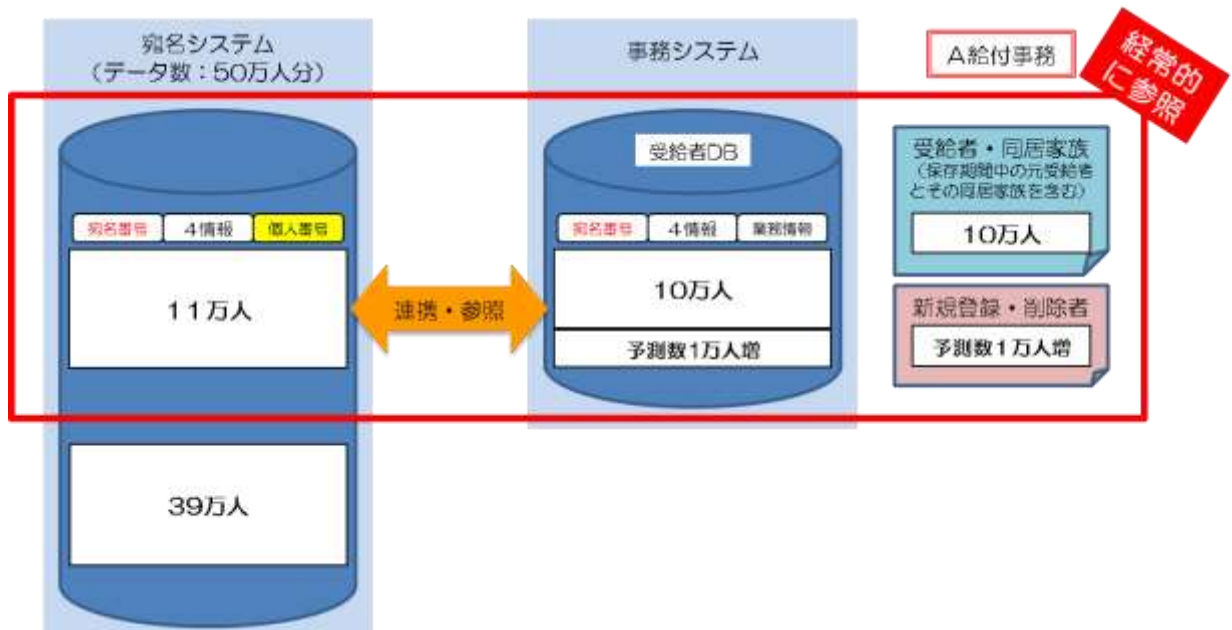
- 対象人数は、事務において経常的に取り扱う特定個人情報の本人の数をカウントする必要があり、特定個人情報ファイルの範囲と直接結びつくとは限りません。次の具体例を用いて説明すると、ケース①からケース③までのいずれの場合も、A 給付事務において、経常的に取り扱う特定個人情報の本人の数は 11 万人ですので、対象人数は 11 万人ということになります。
- ただし、番号法においては、個人番号を利用することができる事務が限定されており、個人番号を利用できるのは当該事務の処理に当たって必要な限度であるとされています。したがって、A 給付事務に携わる職員が当該事務の処理以外の目的で特定個人情報の検索等を行うことは法令上禁止されていることから、システム上の対策を講ずるなど厳格に管理する必要があります。

＜ケース① 事務システムと、個人番号と既存番号（ここでは宛名番号という。）の対照テーブルを有するシステム（ここでは宛名システムという。）が別々のシステムであるケース＞

○ ケース①の図は、次のようなケースを表しています。

- ・ A給付事務を処理するために必要な情報として、評価実施機関では、受給者・同居家族（保存期間中の元受給者とその同居家族を含む。以下同じ。）の特定個人情報ファイルを取り扱っています。
- ・ A給付事務では、その時点における受給者・同居家族のデータとして、既に10万人分のデータを事務システムの受給者DBに格納しています。
- ・ A給付事務における今後の増減分を、新規登録によって増加する数と保存期間の満了等により削除される者の数（以下「新規登録・削除者数」という。）を基に合理的に予測すると、約1万人分のデータが増加することが予測され、この増加分についても受給者DBに格納される見込みとなっています。
- ・ 事務システムと宛名システムは別々のシステムですが、A給付事務を処理するに当たっては、事務システム（11万人分）の情報だけでなく、宛名番号をキーとして宛名システム（50万人分）の個人番号にアクセスし、個人番号に紐付く情報を参照します。

【ケース①の図】

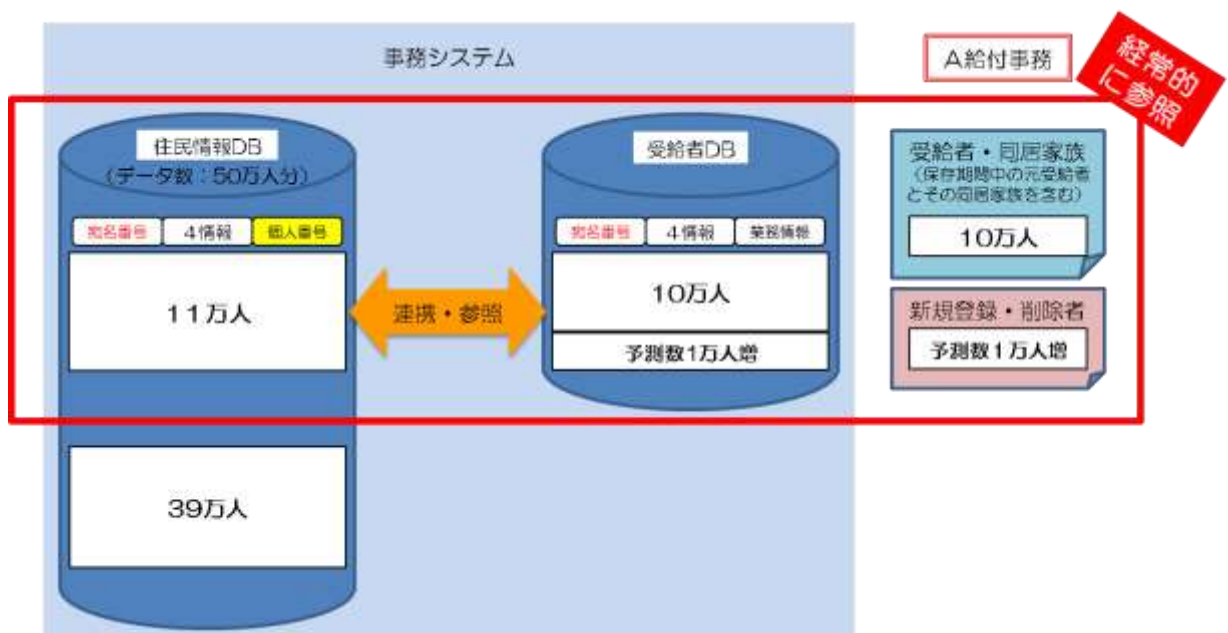


<ケース② 事務システムの中に受給者DBと住民情報DBが存在するケース>

○ ケース②の図は、次のようなケースを表しています。

- ・ A給付事務を処理するために必要な情報として、評価実施機関では、受給者・同居家族の特定個人情報ファイルを取り扱っています（ケース①と同様）。
- ・ A給付事務においては、その時点における受給者・同居家族のデータとして、既に10万人分のデータを事務システムの受給者DBに格納しています（ケース①と同様）。
- ・ A給付事務における今後の増減分を、新規登録・削除者数を基に合理的に予測すると、約1万人分のデータが増加することが予測され、この増加分についても受給者DBに格納される見込みとなっています（ケース①と同様）。
- ・ 事務システムの中に受給者DBと住民情報DBが存在しますが、A給付事務を処理するに当たっては、受給者DB（10万人分）の情報だけでなく、宛名番号をキーとして住民情報DB（50万人分）の個人番号にアクセスし、個人番号に紐づく情報を参照します。

【ケース②の図】

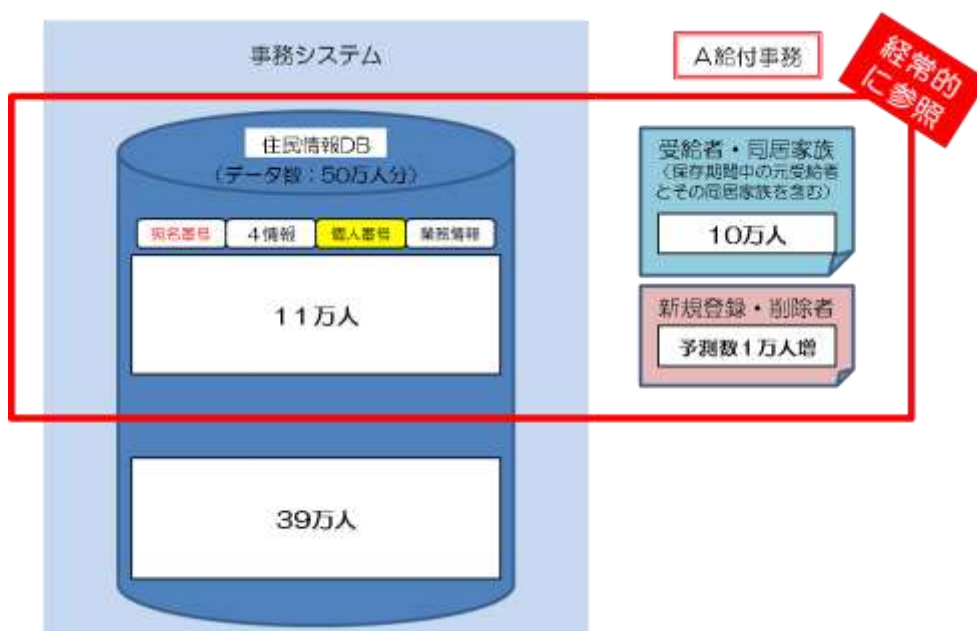


＜ケース③ 事務システムの中の住民情報DBにおいて、受給者の情報を一括管理するケース＞

○ ケース③の図は、次のようなケースを表しています。

- ・ A給付事務を処理するために必要な情報として、評価実施機関では、受給者・同居家族の特定個人情報ファイルを取り扱っています（ケース①と同様）。
- ・ 住民情報DBには、全住民のデータ（50万人分）が格納されており、A給付事務においては、住民情報DBにおけるその時点の受給者・同居家族のデータ（10万人分）及び増加分のデータ（1万人分）のみ参照しています。また、業務情報も直接住民情報DBに格納しています。
- ・ A給付事務においては、今後の増減分を、新規登録・削除者数を基に合理的に予測すると、約1万人分のデータが増加することが予測され、この増加分についても直接住民情報DBを参照することになります。

【ケース③の図】



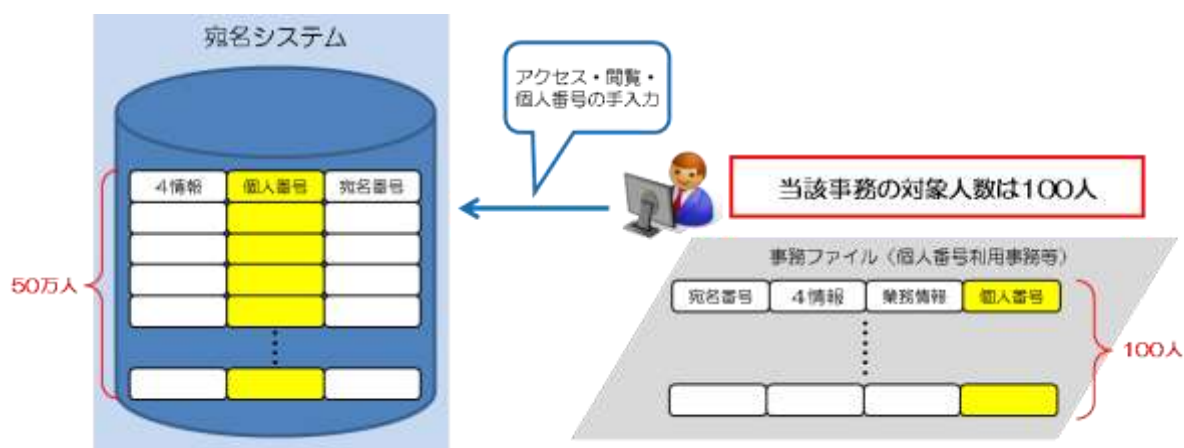
Q第5の2-1. - 6

特定個人情報保護評価を実施する事務において、システムではなく、表計算ソフトで特定個人情報ファイルを管理し、既存番号を入手する等のために、宛名システムのような個人番号と既存番号の対象テーブルにアクセスする場合、対象人数はどのようなになるのでしょうか。

(A)

- 事務の対象人数は、その事務において経常的に取り扱う特定個人情報の本人の数となります。したがって、次の図で例示されるとおり、当該事務における対象人数は宛名システムに格納された全ての人の数とはなりません。

【図】



Q第5の2-1. - 7

特定個人情報保護評価を実施する事務において、その事務で取り扱う特定個人情報ファイルの一部が、紙ファイルのように、特定個人情報保護評価書に記載する必要のない特定個人情報ファイルの場合、そのファイルに記録される本人の数は対象人数に含まれるのでしょうか。

(A)

- 特定個人情報保護評価書に記載する必要のない紙ファイル等の場合、そのファイルに記録される本人の数は対象人数から除くことができます。

Q第5の2－1．－8

死者は対象人数に含まれるのでしょうか。

(A)

- 番号法では、特定個人情報とは個人番号を含む個人情報と定義されており、個人情報は個人情報保護法の定義によります。

個人情報保護法における個人情報とは、「生存する」個人に関する情報であり、死者に関する情報については、その対象とはなりません。したがって、番号法においても同様の取扱いとなり、死者の情報は、特定個人情報には該当しません。対象人数は特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報の本人の数をいいますので、死者の数を対象人数に含める必要はありません。

Q第5の2－1．－9

住民基本台帳事務において、いわゆる住民登録外の特定個人情報は対象人数に含まれるのでしょうか。

(A)

- いわゆる住民登録外の特定個人情報であっても、事務の中で経常的に取り扱うものであれば対象人数に含まれます。

Q第5の2－1．－10

住民基本台帳事務において、転出により除票された人についても特定個人情報を持ち続けることとなりますが、それらの人についても対象人数に含まれるのでしょうか。

(A)

- 除票された人についても、事務の中で経常的に取り扱うものであれば対象人数に含まれます。

2. 取扱者数について

Q第5の2-2. - 1

しきい値判断の取扱者数とは実際に取り扱っている人の数をいうのでしょうか。

(A)

- 取扱者数とは、実際に取り扱っている人だけでなく、当該事務における特定個人情報ファイルを取り扱うことができる人の数となります。

また、当該事務を委託している場合、委託先の従業者のうち、当該特定個人情報ファイルを取り扱う者も取扱者数に含みます。

Q第5の2-2. - 2

住民記録システムのように、住民記録の担当部署だけでなく、他の事務を担当する部署の職員も当該システムにアクセスできるような場合、そのような他の部署の職員も取扱者数に含めるのでしょうか。

(A)

- 「特定個人情報を取り扱う職員・委託先の人数」とは、当該事務において特定個人情報ファイルを取り扱うシステム等にアクセスできる人の数となりますので、他の事務を担当する部署の職員であっても、当該特定個人情報ファイルにアクセスできるのであれば、住民記録に関する事務における取扱者数に含まれます。ただし、他の事務の担当する部署の職員が住民記録システムにアクセスできないようにアクセス制御している場合であって、住民記録システムのデータを他のシステムにコピーするなどにより、他の事務において使用する場合は、住民記録システム上で保有される特定個人情報ファイルと当該コピーとは別々の特定個人情報ファイルになりますので、当該コピーにアクセスできる人の数は、住民記録に関する事務における取扱者数には含まれません。

※ いずれの場合も、「住民記録に関する事務」から「他の事務」への特定個人情報の移転になります。Q第2の9-1及びQ第2の9-2も併せて参照してください。

Q第5の2-2. - 3

特定個人情報保護評価を実施する事務において、その一部が紙ファイルのみを用いて実施するなどの理由により特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務であり、その義務付けられない事務にのみ従事する者は、取扱者に該当するのでしょうか。

(A)

- 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務にのみ従事する者は、取扱者数から除くことができます。

例えば、地方公共団体における児童手当事務において、地方公共団体の職員に対する児童手当事務にのみ従事する職員や、紙ファイルのみを取り扱う職員等は取扱者から除くことができます。

Q第5の2-2. - 4

特定個人情報ファイルの取扱いを外部に委託している場合、特定個人情報ファイルの取扱者数はどのように計上すればよいのでしょうか。

(A)

- 委託先で特定個人情報ファイルを取り扱う従業者の数を確認して、計上することとなります。なお、再委託、再々委託などを行っている場合は、再委託以降の従業者の数も含めて、計上してください。

Q第5の2-2. - 5

特定個人情報ファイルの取扱者数には、システム保守のために特定個人情報にアクセスする者も含まれるのでしょうか。

(A)

- システム保守のためにアクセスする者でも、特定個人情報にアクセスできる者については、取扱者数に含めます。

3. 重大事故の発生について

Q第5の2－3. －1

しきい値判断における重大事故の発生の対象は、「特定個人情報に関する」事故に限られていますが、そのような限定がかかっていない全項目評価書や重点項目評価書とは対象が異なるということでしょうか。

(A)

- しきい値判断における重大事故の対象は特定個人情報である一方、全項目評価や重点項目評価における重大事故の対象は個人情報であり、重大事故の対象が異なります。

Q第5の2－3. －2

重大事故の発生について、「評価実施機関における」とありますが、特定個人情報保護評価の対象の事務と全く関わりのない他部署が重大事故を発生させた場合も該当するのでしょうか。

(A)

- 該当します。

重大事故が発生した場合、その事故を起こした事務や部署だけではなく、評価実施機関全体に対する国民・住民の信頼に関わると考えられることに加え、事故が発生した要因の分析及び再発防止策については、評価実施機関全体で取り組む必要があるとの考え方によるものです。

4. その他

Q第5の2－4. －1

しきい値判断の結果、基礎項目評価のみで足りると認められたものについても、任意で重点項目評価又は全項目評価を実施することができると思いますが、どのような場合に実施したらよいのでしょうか。

(A)

- 個人のプライバシー等の権利利益に対して影響を与え得る特定個人情報の漏えい等のリスクに対して対策を講じているということを、国民・住民に対して、より詳細に宣言したい場合など、各評価実施機関がより詳細な特定個人情報保護評価が必要であると判断した場合には、基礎項目評価の対象であっても重点項目評価書様式や全項目評価書様式を用いて評価を実施することが考えられます。

この場合に番号法令に基づき義務付けられるのは基礎項目評価の実施であり、それ以上の措置は任意の取組ですので、必ずしも重点項目評価又は全項目評価で求められている全ての手続等を実施する必要はなく、例えば全項目評価書様式を用いて特定個人情報保護評価書を作成するものの、国民（地方公共団体等）にあっては住民等）からの意見聴取は行わないなどの対応も可能です。

3 特定個人情報保護評価書

しきい値判断の結果に従い、評価実施機関は特定個人情報保護評価を実施し、次のとおり、特定個人情報保護評価書を作成し、委員会に提出するものとする。その際、特定個人情報保護評価書の記載事項を補足的に説明する資料を作成している場合は、必要に応じて、当該特定個人情報保護評価書に添付する。

Q第5の3－1

番号法に「基礎項目評価」「重点項目評価」「全項目評価」についての規定がないにもかかわらず、なぜこれらの評価の実施が義務付けられるのでしょうか。

(A)

- 番号法第28条において、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするとき及び特定個人情報ファイルについて重要な変更を加えようとするときは、評価書を公示し広く国民の意見を求めること（第1項）、委員会の承認を受けること（第2項）、承認を受けた評価書を公表すること（第4項）とされています。
- 他方、番号法第28条第1項においては、規則で定める特定個人情報ファイルを保有しようとする場合には、同条の上記に規定する手続（行政機関等の実施する全項目評価書に係る手続）の対象から除外しています。これを受けて、規則第4条各号においては番号法第28条の手続の対象から除外するものを規定しています。
- 規則第4条第1号～第7号には、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務（指針第4の4（1）ア～キ）が規定されています。
- 規則第4条第8号及び第9号は、しきい値判断の結果、指針に定めるとおり基礎項目評価、重点項目評価を実施した場合を対象から除外しています。また、規則第4条第10号は、地方公共団体等が、指針に定めるとおり全項目評価を実施した場合を対象から除外しています。
 - ・ 指針第5の2（1）又は（2）の場合であって基礎項目評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務（第8号）。
 - ・ 指針第5の2（3）、（4）又は（5）の場合であって基礎項目評価及び重点項目評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務（第9号）。
 - ・ 地方公共団体等が指針第5の2（6）、（7）又は（8）に該当する場合であって基礎項目評価及び全項目評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務（第10号）。

（なお、規則においては、第5条に基礎項目評価、第6条に重点項目評価、第7条に地方公共団体等が実施する全項目評価に係る手続が規定されています。）

- したがって、規則及び指針に基づき基礎項目評価を実施した場合、基礎項目評価及び重点項目評価を実施した場合又は地方公共団体が基礎項目評価及び全項目評価を実施した場合は、番号法第 28 条の手続（行政機関等の全項目評価に係る手続）の対象から除外されることとなります。

(1) 基礎項目評価書

評価実施機関は、規則第5条第1項の規定に基づき、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる全ての事務について基礎項目評価書（様式2参照）を作成し、委員会へ提出するものとする。上記2に定めるしきい値判断の結果は、基礎項目評価書に記載するものとする。

(解説)

基礎項目評価書は、しきい値判断の結果にかかわらず、特定個人情報保護評価の実施対象となる全ての事務について作成することになります。しきい値判断の結果、基礎項目評価のみと判断された場合はもとより、基礎項目評価及び重点項目評価と判断された場合、基礎項目評価及び全項目評価と判断された場合にも、作成することになります。

特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要、保有しようとする特定個人情報ファイルの名称等の関連情報を記載するとともに、評価実施機関が特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このうち主なリスクを軽減するための措置の実施状況について確認の上、宣言することで、基本的な特定個人情報保護評価を行うものです。

また、しきい値判断項目（事務の対象人数、取扱者数、評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故発生の有無）、しきい値判断結果も基礎項目評価書に記載することになります。

基礎項目評価の実施の流れについては、次のフロー図を参照してください。

(2) 重点項目評価書

評価実施機関は、規則第6条第1項の規定に基づき、上記2(3)、(4)又は(5)の場合は、重点項目評価書(様式3参照)を作成し、委員会へ提出するものとする。

(解説)

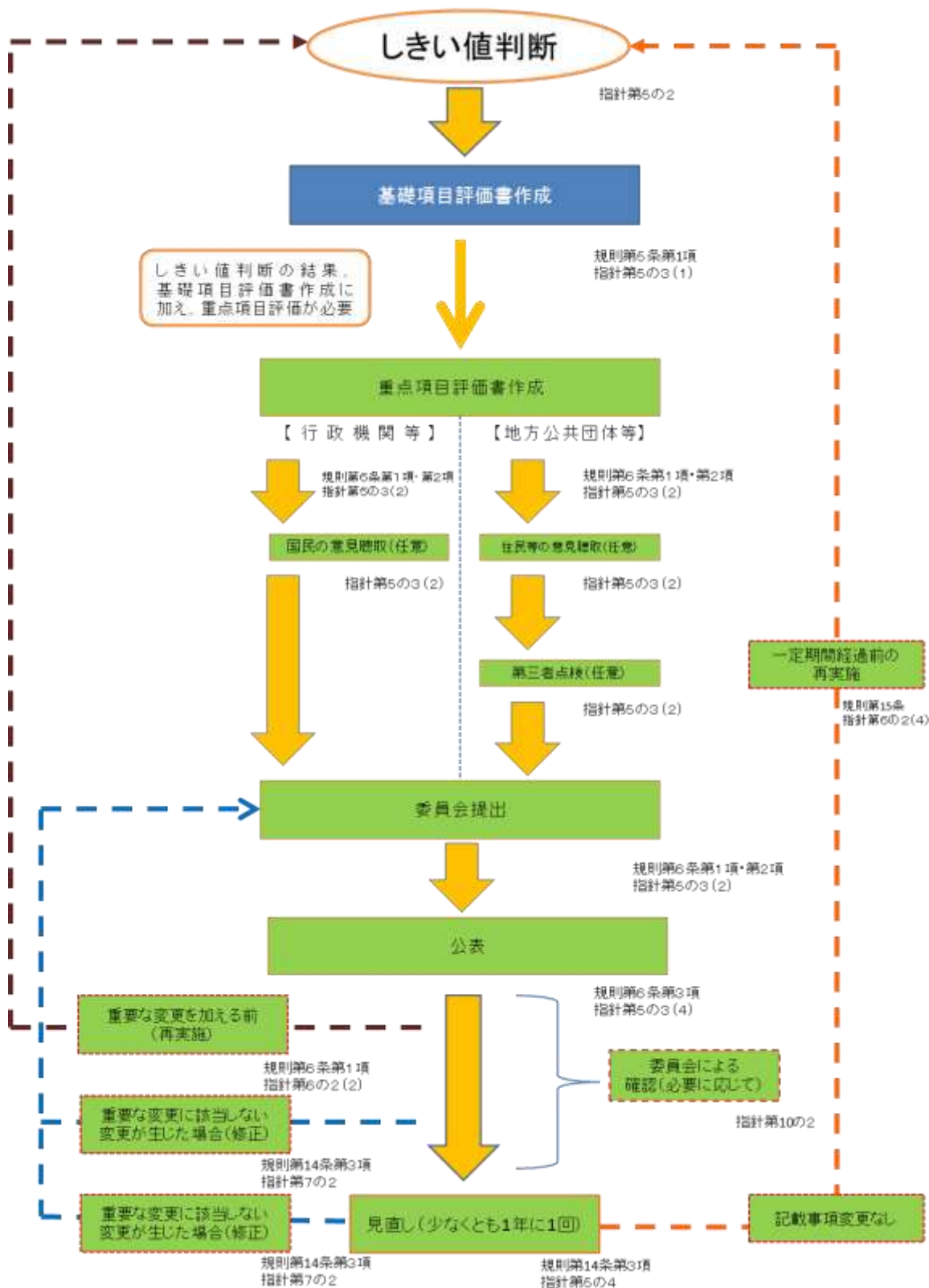
重点項目評価書は、しきい値判断の結果、基礎項目評価及び重点項目評価を実施すべきものと判断された場合に作成することになります。

重点項目評価を実施することで、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の特性を明らかにした上で、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる主なリスクについて分析し、このようなリスクを軽減するためにどのような措置を講ずるのかを決定していくこととなります。

また、公表された重点項目評価書を通じて、国民・住民は、各評価実施機関が、どのような事務においてどのような法令上の根拠により、具体的にどのように特定個人情報ファイルを取り扱っているかを確認することができます。

重点項目評価実施の流れについては、次のフロー図を参照してください。

重点項目評価実施フロー



Q第5の3（2）－1

基礎項目評価書と重点項目評価書を委員会にまとめて提出することもできるのでしょうか。

（A）

- まとめて提出することも可能です。

Q第5の3（2）－2

重点項目評価については、国民（地方公共団体等にあつては住民等）からの意見聴取、（地方公共団体等の場合）第三者点検を受ける必要はないということでしょうか。

（A）

- 重点項目評価については、意見聴取、第三者点検が義務付けられるものではありませんが、評価実施機関が任意で意見聴取、第三者点検を行うことを妨げるものではありません。

(3) 全項目評価書

ア 行政機関等の場合

行政機関等は、上記 2 (6)、(7) 又は (8) の場合は、全項目評価書 (様式 4 参照) を作成するものとする。

また、行政機関等は、全項目評価書を作成後、番号法第 28 条第 1 項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く国民の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目 (下記 (4) 参照) については、この限りではない (規則第 10 条)。

全項目評価書を公示し国民からの意見を聴取する期間は原則として 30 日以上とする。ただし、特段の理由がある場合には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこれを短縮することができる。

また、全項目評価書の公示の方法については、規則第 9 条の 2 の規定に基づき、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。

行政機関等は、番号法第 28 条第 2 項の規定に基づき、公示し国民の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書を委員会へ提出し、委員会による承認を受けるものとする。

イ 地方公共団体等の場合

地方公共団体等は、上記 2 (6)、(7) 又は (8) の場合は、全項目評価書を作成するものとする。

また、地方公共団体等は、全項目評価書を作成した後、規則第 7 条第 1 項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く住民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目 (下記 (4) 参照) については、この限りではない (規則第 7 条第 3 項)。

全項目評価書を公示し住民等からの意見を聴取する期間は原則として 30 日以上とする。ただし、特段の理由がある場合には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこれを短縮することができる。

また、全項目評価書の公示の方法については、規則第 9 条の 2 の規定に基づき、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。

なお、地方公共団体等が条例等に基づき住民等からの意見聴取等の仕組みを定めている場合は、これによることもできる。

地方公共団体等は、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書について、規則第7条第4項の規定に基づき、第三者点検を受けるものとする。第三者点検の方法は、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受けるものとするが、これらの組織に個人情報保護や情報システムに知見を有する専門家がいらないなど、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が困難な場合には、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法による場合であっても、専門性を有する外部の第三者によるものとする。第三者点検の際は、点検者に守秘義務を課すなどした上で、公表しない部分（下記（4）参照）を含む全項目評価書を提示し、点検を受けるものとする。第三者点検においては、下記第10の1（2）に定める審査の観点を参考にすることができる。

地方公共団体等は、規則第7条第5項の規定に基づき、第三者点検を受けた全項目評価書を委員会へ提出するものとする。

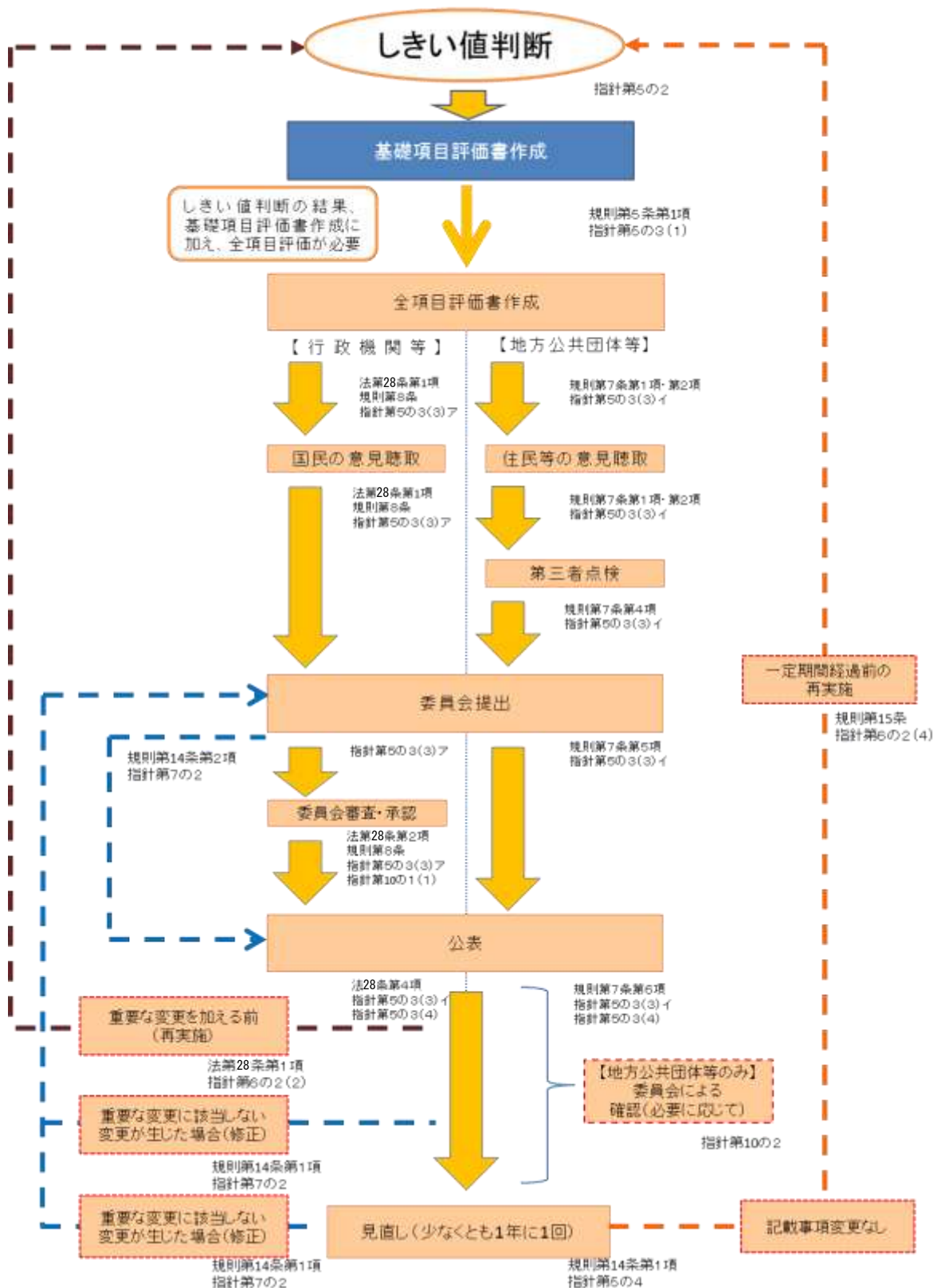
（解説）

全項目評価書は、しきい値判断の結果、基礎項目評価及び全項目評価を実施すべきものと判断された場合に作成することになります。

全項目評価を実施することの意義は基本的に重点項目評価と同じですが、加えて、全項目評価では、個人のプライバシー等の権利利益の保護のための措置に関する詳細な分析・評価を行うとともに、国民（地方公共団体等にあつては住民等）からの意見聴取、委員会の承認（地方公共団体等においては第三者点検）により、評価の適合性・妥当性を客観的に担保する仕組みとなっています。

全項目評価実施の流れについては、次のフロー図を参照してください。

全項目評価実施フロー



Q第5の3（3）－1

意見聴取の期間を30日より短縮することが認められる特段の理由とは、具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

（A）

- 例えば、評価実施機関が特定個人情報保護評価を計画的に実施するための合理的努力を行ったにもかかわらず、事務の根拠法の施行日が差し迫っているため、30日以上意見聴取期間を設定すると法施行が困難となるなど国民・住民の権利利益に重大な影響を与える場合などが考えられます。

Q第5の3（3）－2

国民・住民等からの意見聴取の方法は、必ずインターネットを利用しなければならないのでしょうか。

（A）

- 令和6年の規則・指針改正により、評価実施機関が全項目評価を実施する際の意見聴取の方法は、「インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする」ことが定められました。保護評価制度に基づく意見聴取については、規則・指針改正前からインターネットの利用による実施も認められていたところです。
- 他に効率性や周知性の高い手段がある場合には、「その他の適切な方法」に該当するものとして、インターネットを利用しない方法で意見聴取を行うことも可能です。

Q第5の3（3）－3

基礎項目評価書と全項目評価書を委員会にまとめて提出することもできるのでしょうか。

（A）

- まとめて提出することも可能です。

Q第5の3（3）－4

第三者点検ではどのような議論を行うのでしょうか。

（A）

- 特定個人情報保護評価の実施主体は評価実施機関であり、特定個人情報保護評価の内容を決定するのは評価実施機関です。第三者点検は、評価実施機関が特定個人情報保護評価の内容を決定するに当たって外部の有識者の意見を伺うことで、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に担保することを目的としており、具体的な議論の内容は各評価実施機関の判断に委ねられています。

- 一般的には、規則及び指針で定める第三者点検は、指針第 10 の 1 (2) に定める審査の観点や「特定個人情報保護評価指針第 10 の 1 (2) に定める審査の観点における主な考慮事項」(別添 5) を参考に、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性について点検を行うことを想定しています。評価実施機関はその意見を聞いて、必要に応じて特定個人情報保護評価の内容を見直すことが求められます。

Q 第 5 の 3 (3) - 5

地方公共団体等の実施する全項目評価書については、第三者点検を受けることとなっていますが、どのような方法があるのでしょうか。

(A)

- 第三者点検は、原則として、条例に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会や個人情報保護審査会の点検を受ける方法が考えられます。
- 専門性確保の観点から、既存の個人情報保護審議会や個人情報保護審査会のメンバー(の一部)に新たに個人情報の保護に関する学識経験のある者、情報システムの知見を有している者等を追加して点検を受ける方法も考えられます。
- また、個人情報保護審議会や個人情報保護審査会に専門的知識を有している者がいない場合、専門的知識を有している者の追加が困難な場合、適時に答申を受けることが困難な場合など、個人情報保護審議会や個人情報保護審査会による点検を受けることが困難な場合には、上記知識を有する外部の第三者の点検を受ける方法も考えられます。
- さらに、他の地方公共団体と連携して行う方法なども考えられます。

Q 第 5 の 3 (3) - 6

第三者点検を行う者のスキルや資格は、どの程度のレベルまで考慮すべきでしょうか。

(A)

- 第三者点検を行う者について何らかの資格を問うものではありませんが、個人情報の保護に関する学識経験を持っている者や、情報システムに知見を有している者等を含むことを想定しています。

Q 第 5 の 3 (3) - 7

第三者点検を諮問機関以外で行う場合、セキュリティの問題があるため、一部を省略した全項目評価書で行うことはできるのでしょうか。

(A)

- 第三者点検について、原則として、非公表部分を含めて第三者点検を行うことを想定しています。

第三者点検を行う者に対して守秘義務を課すなど、情報管理の可能な態勢を構築することが必要です。

Q第5の3（3）－8

広域連合や一部事務組合など特別地方公共団体は、普通地方公共団体と同様、自ら第三者点検を行うこととなるのでしょうか。

（A）

- 特別地方公共団体も普通地方公共団体と同様の扱いとなります。
ただし、構成団体の地方公共団体の個人情報保護審議会や個人情報保護審査会の構成員を活用することや、他の地方公共団体と連携して行う方法も考えられます。

Q第5の3（3）－9

第三者点検における点検の基準のようなものはないのでしょうか。

（A）

- 指針第10の1（2）で、委員会による全項目評価書の承認に際しての審査の観点として、適合性及び妥当性の2つを示しています。また、「特定個人情報保護評価指針第10の1（2）に定める審査の観点における主な考慮事項」（別添5）を参考とすることができます。

Q第5の3（3）－10

第三者点検を諮問機関以外で行う場合、秘密保持義務に係る罰則は設ける必要はありますか。

（A）

- 条例に罰則を設けることが義務付けられるわけではありません。地方公共団体の任意の判断に委ねられます。

(4) 特定個人情報保護評価書の公表

行政機関等は、基礎項目評価書及び重点項目評価書については委員会に提出した後速やかに、全項目評価書については委員会の承認を受けた後速やかに、公表するものとする（番号法第 28 条第 4 項並びに規則第 5 条第 2 項、第 6 条第 3 項及び第 8 条）。

地方公共団体等は、特定個人情報保護評価書を委員会に提出した後速やかに、公表するものとする（規則第 5 条第 2 項、第 6 条第 3 項及び第 7 条第 6 項）。

特定個人情報保護評価書及びその添付資料は、原則として、全て公表するものとする。ただし、規則第 13 条の規定に基づき、公表することにセキュリティ上のリスクがあると認められる場合は、評価実施機関は、公表しない予定の部分を含む特定個人情報保護評価書及びその添付資料の全てを委員会に提出した上で、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分を公表しないことができる。この場合であっても、期間、回数等の具体的な数値や技術的細目に及ぶ具体的な方法など真にセキュリティ上のリスクのある部分に、公表しない部分を限定するものとする。

犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査及び公訴の提起又は維持のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に関する特定個人情報保護評価については、評価実施機関は、規則第 13 条の規定に基づき、公表しない予定の部分を含む特定個人情報保護評価書及びその添付資料の全てを委員会に提出した上で、その全部又は一部を公表しないことができる。

(解説)

国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、特定個人情報保護評価書及びその添付資料は、原則として全て公表することが求められます。

しかし、公表することにより、違法行為を助長する可能性やセキュリティ上のリスクを高める可能性が生じるおそれもあることから、特定個人情報保護評価書の全体又は記載内容の一部を非公表とすることができる場合を設けています。

例えば、次の表に示す特定個人情報保護評価書の各項目の記載は、内容によっては公表することによってセキュリティ上のリスクを高める場合があると考えられます。ただし、特定個人情報ファイルの取扱いへの国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、非公表とする場合でも、システム操作ログの保存期間、システム管理者による分析・検査の頻度等の具体的な数値、特定個人情報の保管場所の物理的位置、不正アクセス対策等に関する技術的細目に及ぶ具体的な方法など、真にセキュリティ上のリスクのある部分に限定する必要があります。

【非公表とできる項目の例】

特定個人情報保護評価書	項 目
重点項目評価書	・ I 2 ③ 他のシステムとの接続 ・ II 6 保管場所 ・ III 3 リスク 2 : 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク
全項目評価書	・ I 2 ③ 他のシステムとの接続 ・ II 6 ① 保管場所 ・ III 2 リスク 2 : 不適切な方法で入手が行われるリスク ・ III 2 リスク 4 : 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク ・ III 3 リスク 2 : 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ・ III 3 リスク 4 : 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク ・ III 5 リスク 3 : 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク ・ III 7 リスク 1 ⑤ 物理的対策 ・ III 7 リスク 1 ⑥ 技術的対策

特定個人情報保護評価書の全体又は記載内容の一部を非公表とする場合であっても、委員会へは記載内容の全てを明らかにした特定個人情報保護評価書及びその添付資料の全体を提出しなければなりません。これは、これらの特定個人情報保護評価書も委員会による審査・承認（行政機関等が提出する全項目評価書）又は精査・確認（その他の特定個人情報保護評価書）の対象であり、委員会が特定個人情報保護評価書の内容について適合性・妥当性を判断するために、一般には非公表とする記載内容についても把握する必要があるからです。

また、評価実施機関は委員会に対して、全体を非公表とする旨又は非公表とする部分を明示しなければなりません。指針において「審査の観点」として示すとおり、非公表とする部分が適切な範囲かどうかを委員会が審査又は精査を行うためです。

Q第5の3（4）－1

セキュリティ上のリスクを高めるおそれから非公表とすることができる特定個人情報保護評価書の項目は、「解説」の表に掲げるものに限られるのでしょうか。

（A）

- 「解説」の表は、記載内容によってはセキュリティ上のリスクを高める場合がある特定個人情報保護評価書の項目を例示したものであり、これらに限られるものではありません。他の項目でもセキュリティ上のリスクを高めるおそれがある記載内容であれば、非公表とすることができます。

ただし、特定個人情報ファイルの取扱いへの国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に鑑みると、むやみに非公表とすることは望ましくなく、真にセキュリティ上のリスクのある部分に限定しなければなりません。

また、指針において「審査の観点」として示すように、非公表部分が適切な範囲であるかどうかは委員会による審査又は精査の対象となります。

4 特定個人情報保護評価書の見直し

評価実施機関は、少なくとも1年に1回、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努めるものとする（規則第14条）。

（解説）

①特定個人情報ファイルの取扱いについて重要な変更を加えようとする場合、②対象人数若しくは取扱者数の増加又は特定個人情報に関する重大事故の発生によりしきい値判断の結果が変わる場合には、特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられています。

しかし、担当する部署の名称変更、しきい値判断に変更をもたらさない対象人数の増減など、特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられない程度の比較的軽微な変更・変化であっても、国民・住民からの信頼を確保するという観点から、公表している特定個人情報保護評価書の記載内容が実態と齟齬がないよう見直しておく必要があります。

評価実施機関には、公表している特定個人情報保護評価書の記載内容が実態に合致しているかを常に意識し、必要であれば修正し、公表することが期待されますが、少なくとも1年に1度は見直しを行い、記載内容の変更が必要か否かを検討するよう努めることが求められています。

Q第5の4－1

特定個人情報保護評価書の見直しでは、どのようなことをすればよいのでしょうか。

（A）

- 既に公表している特定個人情報保護評価書の記載内容が実態と異なっていないかを確認することになります。

Q第5の4－2

特定個人情報保護評価書を見直した結果、記載内容の変更が必要となった場合は、どのように処理すればよいのでしょうか。

（A）

- 変更が必要となる記載内容によってその後の処理は異なります。
- しきい値判断項目である対象人数又は取扱者数の増加に伴いしきい値判断結果が変わる場合は、特定個人情報保護評価の再実施が必要になります。

したがって、特定個人情報保護評価計画管理書の更新から始まる特定個人情報保護評価の実施手続の全てのプロセスを実施することとなります。

- それ以外の変更の場合は、特定個人情報保護評価書の修正が必要になります。

したがって、特定個人情報保護評価書の変更箇所を修正し、委員会に提出した上で公表することとなります。

- なお、「重要な変更」については、そのような変更を加えようとする前に特定個人情報保護評価を実施することが必要であり、事後的な処理を行うことになる特定個人情報保護評価書の見直しにおいて、「重要な変更」が見つかることは想定されていません。

Q第5の4－3

1年ごとの見直しの際に、特定個人情報保護評価の実施手続の全てのプロセスを実施している場合でも、5年経過前の再実施を行う必要があるのでしょうか。

(A)

- 本来、1年ごとの見直しは、既に公表している特定個人情報保護評価書の記載内容が実態と異なっていないかを確認する事後的な処理を行うことを想定したものです。1年ごとの見直しにおいて、特定個人情報保護評価の実施手続の全てのプロセスを実施している場合（全項目評価の場合は、国民・住民等からの意見聴取や委員会の審査・承認（地方公共団体等においては第三者点検）も全て含む。）には、特定個人情報保護評価を再実施したものとして、委員会に提出した上で、公表することができます。この場合の公表日は、第6の2（4）の解説に記載された一定期間経過前の再実施における「5年を経過する前」の起点となる直近の再実施の際の公表日とすることができます。

5 特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等の通知

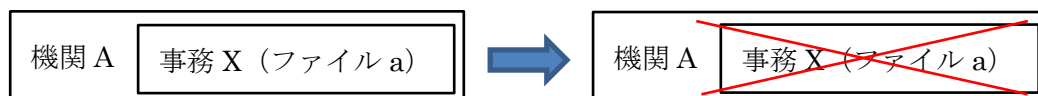
評価実施機関は、特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等は、規則第16条の規定に基づき、遅滞なく委員会に通知するものとする。評価実施機関は、事務の実施をやめるなどした日から少なくとも3年間、その事務の実施をやめたこと等を記載するなど所要の修正を行った上で、特定個人情報保護評価書を公表しておくものとする。

(解説)

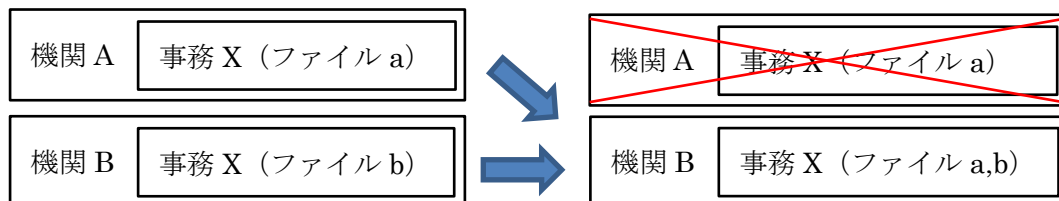
特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、保有しようとする事務において特定個人情報保護評価を実施する必要がありますが、その特定個人情報ファイルを取り扱う事務をやめたとき等、次の場合に該当するときは、委員会への通知及び修正した特定個人情報保護評価書の公表が必要になります。なお、事務の実施自体は継続するが、特定個人情報ファイルを取り扱うことをやめた場合（個人番号の利用をやめた場合）も、本通知が必要となります。

1. 事務の実施をやめたとき等の通知が必要な場合

(1) 事務の実施をやめたとき



(2) 評価実施機関が廃止になり、別の評価実施機関が当該事務を引き継ぐとき



(3) 評価実施機関が廃止になり、別の機関と統合した新しい機関が当該事務を引き継ぐとき

